

<記入例>

保育を必要とする事由に合わせて、(1)~(5)のあてはまる欄の太線枠内全てを、第三者(事業主・医療機関・介護関係者・学校等)に記入してもらってください。
 自営業の方等はご自身でご記入ください。
 (6)は該当の保護者ご自身でご記入ください。

受付日 年 月 日

区役所記入欄

保護者記入欄

保育を必要とする事由証明(申告)書

子どもの氏名(フリガナ)	生年月日	利用している又は予定する施設・事業名
フリガナ ナゴヤ タナモ 名古屋 たなも	平成29年6月11日	☆☆幼稚園

2か所以上で就労しており、それぞれの就労時間を合わせて月64時間以上になる場合は、コピーを必要枚数取っていただき、それぞれの職場の証明を受けてください。

保育を必要とする事由に合わせて、(1)~(5)のあてはまる欄に証明を受けてください。

(1)就労証明(申告)書		就労者氏名		名古屋 かなえっち		
就労内容 <small>(※変則勤務・シフト制の場合は、全ての勤務パターンを記入、または別で添付してください。)</small>	就労先事業所名	(株)育児サポート				
	就労先住所	東京都〇〇区〇〇2丁目1-1(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)				
	就労形態	役員・自営業主	1. 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) 2. 自営業主(個人事業主)			
		被用者	3. 正規の職員・従業員 4. 労働者派遣事業所の派遣社員 5. 契約社員・嘱託 ⑥ パート・アルバイト			
		その他	7. 家庭内職者 8. 家族従業者 9. その他()			
	現在の就労状況	① 就労中 2. 産休・育休中 3. 就労予定 4. その他()				
	就労日数及び時間	1日 6時間・週 4日勤務(週 24時間以上勤務)、1か月 16日勤務		休日 毎週 水・土・日 曜日(月 12日)・祝日		
		10時00分から 16時00分 (うち休憩 60分)		不定休()		
	給与形態/金額	給与形態	1. 年俸 2. 月給 3. 日給 ④ 時間給 5. その他(歩合等)()		金額 (総支給額から通勤手当を除く)	1,200円
	最近3か月の収入及び内訳	6月分	就労日数 16日	7月分	就労日数 17日	8月分
96,000円			102,000円		72,000円	
契約期間 平成25年6月1日~ 年 月 日(有期の場合は記入) [採用 採用予定]						
産休・育休の取得期間 年 月 日~ 年 月 日 [取得中・取得予定・なし](※1)						
<small>(※1)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)その他育児休業に関する法律の規定による育児休業</small>						

勤務先所在地は本社、支社や派遣元などの住所をご記入ください。勤務先所在地と実勤務地が異なる場合は、実勤務先住所地もかっこ内にご記入ください。

実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約や就業規則の内容をご記入ください。

現在は月64時間未満の就労だが、今後月64時間以上の就労に変更となる場合は、余白に「〇年〇月〇日から右記の通り就業」と補記してください。

1日当たりの就労時間について、休憩時間を含めてご記入ください。

1か月あたりの日数について、年間所定労働日数を12で割った「平均」としてご記入ください。

有給休暇を含む日数。最近就労を開始した方や産休・育休中の方は空欄で構いません。

雇用されている場合は、残業代を含む総支給額(通勤費や賞与は除く)をご記入ください。

令和3年4月以降の産前・産後休暇及び育児休業の取得(予定)期間をご記入ください。

保護者の認定申請日の直近3か月以内のもの。

証明(申告)欄 [雇用主・事業主]
 上記のとおり相違ないことを証明(申告)します。 年 月 日

事業所所在地
 名称
 代表者名 作成者氏名
 電話番号

(2)内職証明(申告)書		就労者氏名		名古屋 かなえっち		
内職内容	内職の種類(具体的に)	造花作り		内職開始時期	平成27年8月10日	
	就労時間	1日のうち主に仕事をする時間 10時00分から 17時00分(うち休憩 60分)				
		1週間の平均就労時間 35時間(うち休憩 300分)・1週間の平均仕事日数 5日				
	最近3か月の収入及び内訳	6月分	就労時間 120時間	7月分	就労時間 120時間	8月分
80,000円			80,000円		80,000円	

保護者の認定申請日の直近3か月以内のもの。

証明(申告)欄 [雇用主・事業主・発注先]
 上記のとおり相違ないことを証明(申告)します。 年 月 日

事業所所在地
 名称
 代表者名 作成者氏名
 電話番号

※この証明(申告)書は、施設等利用給付認定の要件を確認するための書類です。虚偽の申告があった場合は、認定を取り消すことがあります。また、証明を出した事業所等に対して、区役所民生子ども課から実地または電話調査を行うことがあります。

